

## 滝川市住宅新築・改修促進事業概要（改修）について

滝川市建設部建築住宅課

市内における全世帯の負担軽減による既存住宅の改修を促進し、定住並びに地域経済の活性化を図るため、既存住宅の改修をする方に対して補助金を交付します。

対象となる住宅については、一戸建て等で令和7年5月7日以降工事請負契約を締結する住宅となり、令和7年5月6日以前に契約締結した住宅は対象外となります。詳細については、下記に記載のとおりです。

### ●既存住宅の改修について

#### 1. 対象の要件について

- 市税を滞納していない、市内に本社もしくは本店を有する建設業者が改修工事を行う住宅であること。
- 改修工事の目的または改修場所に応じて、1工事につき5万円（税抜）以上である改修工事を行う住宅であること。
- 2工事以上の改修工事にあっては、2工事までを補助対象とし、その改修工事の目的または改修場所が同じである場合は、同一工事とみなす。
- 改修工事に係る工事請負契約の締結日が**令和7年5月7日以降**の住宅であること。
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認が昭和56年6月1日以降に行われたものであること。なお、昭和56年5月31日以前に確認が行われていた場合は、耐震改修の実施が必要となる可能性があります。
- 併用住宅である場合は、居住の用に供する部分の床面積が、併用住宅の床面積の50%以上であり、かつ事務所や店舗等に供する部分を補助金の交付対象者が所有かつ使用すること。

#### 2. 補助金の額について

- 施工金額のうち対象となる改修工事を要した額（消費税等除く）の30%とし、1工事あたり上限5万円まで、最大で2工事による10万円までの補助（千円未満切り捨て）。

**※本補助金は国や北海道等の補助金と併用可能ですが、国や北海道等が他の補助金との併用を認めていない可能性がありますので、ご確認のうえ申請いただくようお願いいたします。**

**なお、介護保険法と障害者総合支援法に基づく給付については、本事業と併用ができませんので、申請予定の方はご留意願います。**

補助申請は**予算が満了次第終了**します。

また、予算には限りがありますので、予算残額についての確認は（一社）中空知地域職業訓練センター協会までお問い合わせ願います。

#### 3. 補助金の交付対象者について

自ら所有する既存住宅を改修する者

※補助申請者が事業完了後に自ら居住すること、当該住宅に居住することとなる全ての者が市税を滞納していないこと、暴力団員でないことが条件となります。

#### 4. 補助金の対象となる用途について

- 一戸建ての住宅
- 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの。  
※ただし、補助対象は住宅の部分に限ります。
- 二世帯住宅（住戸内で行き来ができること。）
- 長屋（対象となる住戸を所有し居住していることかつ、所有者名義の住戸部分に限る。）
- 共同住宅（対象となる住戸を所有し居住していることかつ、所有者名義の住戸部分に限る。）

#### 5. 申請時期について

補助申請期間については、令和7年5月7日（水）から令和8年2月13日（金）までとなります。

完了実績報告の提出については、令和8年3月13日（金）までの提出期限となります。

#### 6. 事業の期間について

事業期間については、令和7年5月から令和8年3月までの11カ月間です。

#### 7. 補助金の申請の流れについて

- ・補助申請に関して、必要となる書類と流れを次ページに記載いたします。申請の際は不足があれば受付が出来ませんのでご留意願います。
- ・申請、交付ともに事業期間中1回限りとなります。2工事分を2回に分けて申請することは認められないため、2工事予定されている方はまとめて申請するようお願いいたします。
- ・2工事申請する場合は、2工事とも同一の建設業者と契約していることが条件となります。
- ・変更については、増額の変更は受け付けすることができません。減額のみ受付となります。
- ・補助金の予約は出来ません。
- ・改修工事の場合は、現地確認を行います。
- ・事前着工した場合は、補助対象外となります。
- ・増築・改築の場合は、確認済証や検査済証を確認させていただくことがあります。

補助申請  
(市内審査機関へ提出)

□提出書類 (□は☑チェックボックスとしてお使いください。)

- 滝川市住宅新築・改修促進事業補助金交付申請書 (別記第1号様式の2)
- 住民票謄本の写し ※発行日より3ヶ月以内のもの  
(市内居住の申請者の場合、確認に関する同意があれば省略可)
- 市税の未納がないことの証明書 (確認に関する同意があれば省略可)
- 工事請負契約書の写し (申請時は原本を提示すること)
- 施工する部分の着工前の写真 (今までは完了報告提出時に添付していましたが、R7年度からは補助申請の提出の際に必要なになります)
- 補助対象部分が確認できる見積内訳書 (外壁材、屋根材、塗装材等や主要機器類等カタログ写しも添付)
- 地図、平面図、立面図
- 本人所有であることが確認できるもの。  
(例:最新の固定資産税・都市計画税納税通知書表紙、固定資産課税明細書の写し、建物登記簿謄本写し(※発行日より3ヶ月以内のもの))
- 新耐震基準を満たしている住宅であることを証する書類 (確認済証など)
- 中古住宅を購入し改修後居住する場合は、所有したことを証する建物登記簿謄本の写し※発行日より3ヶ月以内のもの
- 戸籍謄本 (所有者が単身赴任している場合) ※発行後3ヶ月以内

審査機関による審査

← ※事前着工等していないか、現地確認します。

市に進達

補助交付決定通知

着工

※審査機関による審査後、補助交付決定通知が発行されるまでの間に急ぎで着工したい場合はご相談ください。ただし、審査の過程で税の未納などが確認された場合は、着工していたとしても補助金を交付することができません。

完成

← ※工事が完了して、現地確認ができる状態となっていること。

補助の完了報告  
(市内審査機関へ提出)

□提出書類 (□は☑チェックボックスとしてお使いください。)

- 滝川市住宅新築・改修促進事業補助金実績報告書 (別記第4号様式の2)
- 住民票謄本の写し (申請時に確認に関する同意があれば省略可)
- 施工した部分の完成後の写真
- 支払いした事実が分かるもの (例:領収書、支払票、振り込み票等)
- 補助金等交付請求書 (滝川市補助金等交付規則 別記第3号様式)

現地確認

※令和8年3月13日(金)までに提出してください。また、要件確認のため、上記以外の書類提出をお願いすることがあります。

※着工前、完成後の写真は、施工箇所が明確に分かるように撮影してください。

補助金支払い

●既存住宅の改修に関する項目 別表（第2条関係）

工事の内容	備考
住宅部分の増築	
住宅部分の改築	
住宅部分の耐震化工事	
屋根・外壁・軒天の改修	
雨樋の改修	
床・壁・天井の改修	
雪止め金物の設置（屋根設置型）	同様の効果を目的とした改修を含む
風除室・サンルームの改修、設置	住宅と一体であること
住宅と同棟の車庫・物置の改修、設置	
バルコニーの改修、設置	
サッシの改修、設置	
建具の改修、設置	
住宅用エレベーターの改修、設置	
換気扇等の改修、設置	
防犯システム・インターホンの改修、設置	住宅設置のもの
手摺の改修、設置	
段差解消用スロープの改修、設置	基礎や床に固定されるもの
網戸の設置、交換	
衛生設備機器の設置、交換	ユニットバス・便器・洗面化粧台等
給水・排水・ガス・灯油配管の設置、交換	住宅内部
システムキッチンの設置、交換	キッチン組込式の食器洗乾燥機、調理器具等を含む
スイッチ・コンセントの設置、交換	配線工事を伴うもの
TV・BS・CSアンテナの設置、交換	屋根、壁等に固定されていて、容易に取り外しできないもの
暖房機・冷房機・給湯器の設置、交換	床、壁、天井に固定されるものに限る
造り付け棚等の設置、交換	
発電設備の設置・交換	住宅設置のもの
照明器具の設置、交換	配線工事を伴うもの
畳の新設、交換、表替え	
窓ガラスの交換	
住宅用火災警報器の交換	配線工事を伴うもの
その他同等の工事として認められるもの	

※改修工事が、上記項目で複数となっても問題ありません。

例：ユニットバス取替 + 給水管改修 + 網戸の交換

対象外リスト

- ・工事を伴わない家電製品等 例：テレビ、洗濯機、冷蔵庫、電子レンジ、パソコン、電話機、空気清浄機など
- ・外構工事
- ・単独車庫、単独物置
- ・持ち運びのできるもの、汎用性のあるもの
- ・DIYのための材料費

■申請及び相談窓口

一般社団法人中空知地域職業訓練センター協会（流通団地3丁目6-23） TEL 24-1880（代表）